



自転車の安全利用の促進！

自転車月間～関連メールマガジン第4号

自転車の安全利用に関する疑問？



を解消しましょう！



～交通ルール（その3）～

Q. 自転車に乗って、横断歩道を通行してもいいですか？

A. 歩行者の通行を妨げるおそれがない場合には、例外的に通行することができます。

横断歩道は、歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

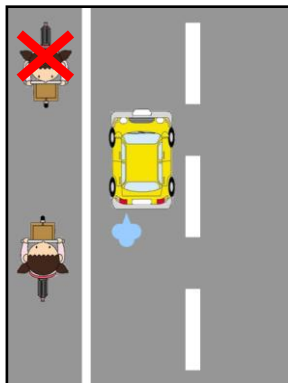
なお、「歩行者・自転車専用」と標示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

Q. 自転車は路側帯を通行できますか？



A. 著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合や歩行者用路側帯のある場合を除いて、道路の左側部分の路側帯を通行することができます。

路側帯を通行する場合には、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。



【路側帯】



【駐停車禁止路側帯】



【歩行者用路側帯】

次号は、交差点での自転車の横断方法について説明します！